

## 第4章 目標達成のための具体的な施策

【共】：一般廃棄物・産業廃棄物に共通する施策

【一】：一般廃棄物に関する施策

【産】：産業廃棄物に関する施策

### <テーマ1> ライフサイクル全体での資源循環の推進



本県では、県民の日常生活から発生した生活系一般廃棄物の排出量及び県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量は、共に減少傾向にあります。近年は減少幅が鈍化している状況です。事業活動に伴い発生した事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、景気動向、企業立地の状況等の影響を受けるため、近年は増加傾向にあるなど、排出抑制<sup>※33</sup>に向けた課題を抱えています。また、廃棄物の処理状況の特徴として、最終処分量は一般廃棄物、産業廃棄物どちらともおおむね減少傾向にあります。

一方で、廃棄物を取り巻く状況を見ると、資源循環を巡る国際的な動向として食品ロス<sup>※21</sup>の削減や海洋プラスチックごみ<sup>※4</sup>対策への対応が求められているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた「新たな日常」への対応が重要となりつつあります。

そのような中、天然資源の消費抑制、最終処分量の削減等を図るためには、まずは廃棄物の発生量を減らすことが最も基本的かつ重要であり、その上で、排出された廃棄物についてもできる限り再生利用に取り組むことが必要です。

生産段階や使用段階などライフサイクル全体での取組を促進し、モノが資源として循環する仕組みの構築を目指し、必要な各種施策に取り組んでいきます。

#### 1 廃棄物の発生抑制・再使用<sup>※13</sup>

##### 【施策1】県民による発生抑制・再使用の取組促進

(趣旨) 廃棄物の排出量を減らすためには、まずは県民一人ひとりが廃棄物をできるだけ発生させないことが重要であることから、県民に対し、食品ロス削減や使い捨てプラスチックの使用削減など、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図ることが重要です。

##### 〔具体的な取組〕

- ① 廃棄物の発生抑制に係る県民の意識向上を図るとともに、廃棄物の排出量に応じた負担の公平性確保や市町等の廃棄物処理業務の持続性向上のため、市町に対する研修会において、家庭系可燃ごみ処理の有料化の必要性を示すことで、可燃ごみ処理有料化に取り組む市町数の増加を図ります。【一】
- ② 市町等や庁内関係部局とともに、ホームページや啓発資材等及び広報媒体を活用して、県民に対して普及啓発することで、食品ロスの削減を図ります【一】
- ③ 使い捨てプラスチックの使用削減に向け、消費者意識の向上につなげるため、従来の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、本県独自の新しい視点であるプラス3R<sup>※35</sup>(リシンク、リフューズ、リファイン)を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、使い捨てプラスチック等が欠かせない場面が増えている事情も踏まえながら、取組を推進します。【一】

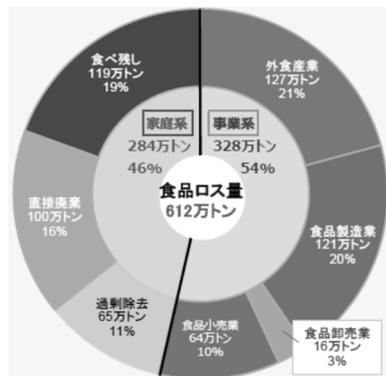
#### コラム4 食品ロスの削減

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらずに廃棄されている食べ物のことをいいます。世界人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されている現状にあり、SDGsでもその削減が重要な課題となっています。

国内では、家庭及び食品関連事業者から、食べ残しや売れ残り等の様々な理由で、年間 612 万 t (2017 年度)もの食品ロスが発生しており、国民 1 人当たり毎日茶わん 1 杯分のごはんを捨てている量 (約 132 g) に相当します。

このような中、令和元 (2019) 年 10 月 1 日には、国、地方公共団体、事業者、消費者等が連携して国民運動として食品ロスの削減に向けた取組を推進するための「食品ロス削減推進法」が施行されました。

県では、市町等と連携して、宴会等で料理の食べきを促す「とちぎ食べきり 15 (いちご) 運動」や、料理の食べきり、食材の使いきり、生ごみの水分量を減らす水きりを行う「3きり運動」を呼びかけるなど、多くの方が食品ロスの問題を我が事としてとらえ、理解した上で行動に移すことを促し、食品ロスの削減を図っていきます。



全国における食品ロス発生状況  
※消費者庁「食品ロス削減関係参考資料  
(令和 2 年 11 月 30 日版)」



家庭から排出された食品ロスの例  
※栃木県家庭系食品ロス削減等対策検討  
マニュアル (2020 年 4 月版)

#### 【施策 2】排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進

(趣旨) 事業活動に伴って発生する廃棄物の量は、景気動向、企業立地の状況等により増減する傾向にあることを踏まえた上で、排出事業者ができるだけ廃棄物を発生させないように取組を進めることが重要です。

##### 【具体的な取組】

- ① 環境マネジメント<sup>※7</sup> 制度の周知等を通じて、事業活動における発生抑制の取組を促進します。【共】
- ② 庁内関係部局とともに、食品関連事業者に対し、食品ロス削減による経営への効果や削減手法について啓発するとともに、市町等に対する研修会等において事業系食品ロス削減対策の効果等を示し、市町等による事業系一般廃棄物の減量施策を促進します。【共】
- ③ 市町等に対する研修会等において、事業系一般廃棄物の削減及び分別促進に有効な品目ごとの処理手数料設定や多量排出事業者<sup>※24</sup> の減量に関する計画の効果などを示し、事業系一般廃棄物の削減に取り組む市町の増加を図ります。【一】
- ④ 研修会の開催、廃棄物処理法に基づく減量等に関する計画の活用等を通じて、多量排出

事業者等による発生抑制の取組を促進します。【産】

- ⑤ 排出事業者に対し、再生材や再生可能資源への代替、環境配慮設計<sup>※6</sup>に関する先進事例について紹介することで、使い捨てプラスチックの使用削減に向けた取組を促進します。

【産】

- ⑥ 排出事業者に対し、オフィスにおけるパソコンや複写機等のリース、サービサイジング<sup>※17</sup>等の2R（リデュース、リユース）<sup>※26</sup>ビジネスモデルを紹介することで、事業活動における発生抑制に向けた取組を促進します。【産】

#### コラム5 プラスチックごみの削減

プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらす一方、海洋へ流出するプラスチックごみは年間800万トンにのぼり、これは重さにしてジャンボジェット機5万機分に相当すると言われています。

このような状況を踏まえ、国ではプラスチック資源循環戦略を策定し、新たな法制度を検討するなど、プラスチックごみ削減に向けた施策を進めています。

県では、令和元(2019)年8月、プラスチックごみ対策の一層の強化を図るため、県と県内全25市町による「栃木からの森里川湖（もりさとかわうみ）プラごみゼロ宣言」を行いました。県と県内全市町による共同宣言は全国初の取組です。

また、令和2(2020)年3月には、議員提案による栃木県プラスチック資源循環推進条例（令和2年栃木県条例第2号）が制定・施行されました。プラスチックに焦点を当て循環型社会を志向する条例として、これもまた全国初の取組であり、栃木県が全国に先駆け、議会・市町一体となってプラスチック問題に取り組んでいくことを明らかにしました。



「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」の様子

## 2 廃棄物の再生利用

### **【施策1】高度なリサイクルシステムの構築**

(趣旨) 再生利用に取り組む際には、廃棄物をできるだけ分別した上で、まずは、使用済製品を原材料として再利用し、再び同一種類の製品に戻す(水平リサイクル<sup>※23</sup>)、それができない場合には、その品質に応じた製品を製造する(カスケードリサイクル<sup>※5</sup>)という優先順位を意識することが重要です。

さらに、再生利用の促進に当たっては、廃棄物の排出から再生品の利用に至るまでの一連のリサイクルシステムの構築を図ることが重要です。

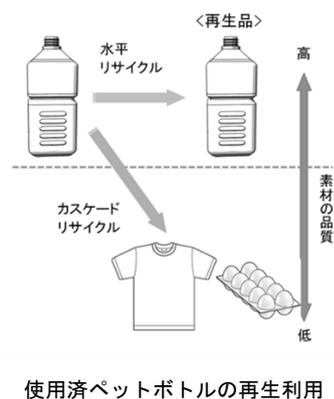
#### **〔具体的な取組〕**

- ① 県民及び排出事業者に対し、再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別や資源として活用可能な廃棄物に付着した汚れ除去等の必要性に関する普及啓発を行います。【共】
- ② 利便性向上による県民の分別意識醸成を図るため、市町に対し、古紙や廃プラスチックなど再生利用される資源物についてスーパーマーケット等による自主的な回収が浸透するよう促します。【共】
- ③ 地域の実情、廃棄物の性質等に応じて一連のリサイクルシステムの構築の可能性を検証した上で、市町等、処理業者等と連携し、具体的な循環ルートの確保、原材料となる廃棄物の安定的な確保、再生品の需要の把握及び拡大等を促進します。【共】
- ④ 既に具体的な循環ルートが法定されている容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等に基づくリサイクル制度について、県民及び排出事業者に対し、普及啓発を行います。  
【共】
- ⑤ ホームページ等において、廃棄物再生事業者<sup>※31</sup>等を公開することで、排出事業者が当該処理業者に委託しやすい環境を整備します。【共】
- ⑥ 処理業者に対し、廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度<sup>※15</sup>に関する普及啓発等を行い、当該制度の活用を図ります。【共】
- ⑦ 可燃ごみに混入する資源物の有効活用のため、市町に対する研修会等を通して、廃棄物の分別区分の拡大を図ります。【一】

## コラム6 「水平リサイクル」と「カスケードリサイクル」

「水平リサイクル」とは、例えば、使用済ペットボトルを細かく碎き、洗浄等をした後、再びペットボトルに戻すなど、使用済製品を再生利用して、再び元の製品に戻すことを言います。通常は再生利用の際の加熱処理等により素材の品質が劣化するため、元の製品に戻すことは技術的にも難しく、全国的に「水平リサイクル」の取組はあまり進んでいませんが、飲料用ペットボトルの分野では、県内の処理業者の技術により、使用済ペットボトルのみを原材料とした「水平リサイクル」が実用化されています。

一方、「カスケードリサイクル」とは、例えば、使用済ペットボトルを原材料として再利用し、衣類、フィルム、各種容器等を製造するなど、素材の品質に応じて、使用済製品とは異なる種類の製品を製造することを言います。



### 【施策2】再生材や再生可能資源の利用促進

(趣旨) 天然資源の消費を抑制し、循環型社会の構築のためには、再生材や再生可能資源の利用を図ることが重要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 「とちの環エコ製品」について、公共工事等における認定製品の活用や市町等、関係団体等に対する認定製品の利用の働きかけ等を通じて、需要の拡大を図るとともに、処理業者等に周知することで、認定件数の増加を図ります。【共】
- ② グリーン購入法等に基づき、県が率先して再生材を利用した製品等の調達に取り組むことで、需要の拡大を図り、持続可能な社会の構築を推進します。【共】
- ③ 排出事業者に対し、再生材や再生可能資源への代替、環境配慮設計に関する先進事例について紹介することで、使い捨てプラスチックの使用削減に向けた取組を促進します。

【産】



## <テーマ2> 資源循環としての適正処理の推進

本県における不法投棄等の不適正処理状況は、監視体制強化等により、新規 10t 以上の大規模な不法投棄の件数は、おおむね減少傾向にある一方、小規模な不法投棄の件数には、近年増加しており、県民、市町等、民間事業者等と連携し、実効的な対策を進めるがこと必要です。

排出者責任<sup>※32</sup>が強化されてきた廃棄物処理法の改正経過を踏まえ、排出者が優良な処理業者に処理を委託しやすい環境の整備を図り、不適正処理事案に対しては、その処理を行った処理業者だけでなく、排出事業者も行政処分等により厳正に対処することが重要となってきます。

また、市町等の処理施設では処理が困難な廃棄物、建築物の老朽化等に伴い発生が見込まれる石綿<sup>※2</sup>を含む建設系廃棄物、処理期限が迫る PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物についても確実な処理を進めることが必要です。

### 【施策1】 排出事業者の意識改革

（趣旨） 廃棄物の発生から最終処分が終了するまで、適正処理が行われるよう必要な措置を講ずる責務を排出事業者が負っていることについて周知し、適正処理を徹底することが必要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 排出事業者向け講習会の開催等を通じて、排出事業者による廃棄物の分別、処理基準及び委託基準の遵守の徹底を図ります。【共】
- ② 不適正処理に関する排出者責任が強化されてきた経過を踏まえ、立入検査や不法投棄防止キャンペーンを通じ、不適正処理の防止を啓発します。【共】
- ③ 適正処理の徹底のため、排出者責任に関する普及啓発を行うとともに、ホームページでの優良認定を受けた処理業者情報の公開を行います。【産】

### 【施策2】 不法投棄等の不適正処理対策

（趣旨） 市町、警察等関係機関、県民、民間事業者等と連携し、廃棄物の不適正処理の効果的な防止対策を行うことが必要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 不適正処理の未然防止のため、排出事業者や処理業者に対する普及啓発・指導のほか、関係機関と連携して監視・情報収集・情報提供等を実施します。【共】
- ② 不適正処理を早期に発見するため、職員による監視パトロールやスカイパトロール、監視カメラ設置等、実効的な対策を推進します。【共】
- ③ 排出事業者や処理業者等に対する立入検査を実施し、不適正処理が認められたものについては、文書指導や行政処分等の対応を行います。【共】
- ④ 不法投棄、不適正処理事案が発生した場合は、市町、警察等関係機関と連携して行為者の究明等による原状回復を図る等、厳正に対処します。【産】
- ⑤ 建設系廃棄物等について、建築物等の解体工事現場への立入検査等を実施します。【産】

### 【施策3】 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保

（趣旨） 処理困難な廃棄物や、石綿等の有害な物質を含む廃棄物については、安全性に留意した上で、確実な処理を図ることが重要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 感染症対策に伴い発生するマスクや防護服等の感染性廃棄物<sup>※8</sup>の確実な処理のため、市町等や処理業者、医療機関に対し「感染性廃棄物処理マニュアル」の周知を行います。  
【共】
- ② 今後想定される太陽光パネルの大量廃棄を見据えて策定された「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を踏まえ、排出事業者や処理業者に対し、適正処理を指導します。【共】
- ③ 建築物の解体における残置物については、解体前に残置物の所有者・占有者による処理が必要であることについて、市町に対して、住民への周知を促すとともに、ホームページ等により事業者に対して周知を行います。【共】
- ④ 市町等の処理施設で処理が困難な一般廃棄物の処理体制の確保については、住民の利便性向上及び不適正処理等の防止にも資するため、市町等と産業廃棄物処理業者等の連携を促進します。【一】
- ⑤ 建築物等の老朽化、災害の発生等に伴い石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市町等、処理業者及び解体業者等に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」等の周知を図るとともに、県土整備部等の関係機関と連携し、建設物等の解体工事現場における立入検査等を行います。【産】
- ⑥ 産業廃棄物の処理過程における事故の未然防止のため、排出事業者に対し、処理業者へ必要な情報を提供する義務について周知を行います。【産】

#### **【施策4】PCB廃棄物の確実な処理**

(趣旨) PCB廃棄物の処理期限が迫る中、未処理の事業者に対する指導強化や潜在的な保有事業者の保有状況を把握することが必要です。

##### **【具体的な取組】**

- ① 県内にある高濃度PCB廃棄物の網羅的な把握に向け、過去の掘り起こしアンケート調査において未回答及び含有不明回答事業者等に対して、再調査を実施し、保有状況の再確認を図ります。【共】
- ② 高濃度及び低濃度のPCB廃棄物を処分期間内に適正処理するため、保管事業者への継続的な処分指導を図ります。【産】
- ③ 高濃度PCB廃棄物の期間内処理に向け、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と連携した保管事業者向けの説明会を実施し、処理促進を図ります。【産】

#### **【施策5】放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進**

(趣旨) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質に汚染された廃棄物については、その処理が課題となっており、処理の促進に向けた取組を継続することが重要です。

##### **【具体的な取組】**

- ① 指定廃棄物の一時保管が長期化している保管農家の負担軽減の早期実現に向け、市町の意向を確認し、国へ意見を伝える等、国と市町の間に入って積極的に役割を果たします。  
【共】
- ② 放射性物質に汚染された廃棄物の早期処理を図るため、安全性に関する県民の理解促進に向けた情報提供、知識の普及啓発を行う国の施策に協力します。【共】

### <テーマ3> 資源循環推進体制の確保



生産段階や使用段階などライフサイクル全体での取組を促進し、モノが資源として循環する仕組みを目指していく上で、日常生活や事業活動から排出された廃棄物等を処理する施設は必要不可欠であり、処理施設の整備促進などの処理体制の確保が重要となります。

しかし、本県では、リサイクルのための各種処理施設は、必ずしも十分に整備が進んでいるとはいえ、最終処分場についても、安定型最終処分場は整備が進まず、残余容量が減少しており、今後、必要な処理施設の確保を図っていく必要があります。

また、令和元年東日本台風等では大量の災害廃棄物が発生しましたが、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理及び最終処分量の削減のための分別徹底等ができるよう、市町等は、平時からそのための体制を整備しておく必要があります。

#### 1 資源循環に向けた処理体制

##### **【施策1】 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築**

(趣旨) 一般廃棄物の処理に当たっては、市町等において、処理コストの低減等による効率化を図りつつ、体制を充実させることが重要です。

また、一般廃棄物の処理に関する市町等の統括的な責任を踏まえ、市町等では、最終処分場をはじめとした一般廃棄物処理施設の継続的かつ安定的な確保を図ることが必要です。

##### **〔具体的な取組〕**

- ① 人口減少による廃棄物排出量の減少や廃棄物処理を巡る制度改正等を見据え、市町等の廃棄物処理業務の持続性向上を図るため、将来の処理施設の配置や規模、高齢化が進む中での収集体制等について、市町等とともに検討、協議及び調整を行います。【一】
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行による従事者不足や大規模自然災害による施設損壊等が生じた際にも一般廃棄物処理の停滞が生じないよう、市町等に対する研修会等を通じて、廃棄物処理業務に特化した事業継続計画（BCP）を策定する市町数の増加を図ります。【一】
- ③ 市町等の処理施設において処理が困難な一般廃棄物の処理を通じて、平時から市町等と処理業者の連携を強めることにより、大規模自然災害時における災害廃棄物処理の円滑化を進めます。【一】

##### **【施策2】 再生利用のための施設の整備促進**

(趣旨) 再生利用の取組の促進に当たっては、技術開発、再生品の需要等の状況に加え、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出抑制、最終処分量の削減等の効果も考慮し、処理施設の整備を促進していくことが必要です。

##### **〔具体的な取組〕**

- ① 県内の製造業者等から排出される廃棄物の性状、県内の処理施設において再生利用が可能な品目、再生品の需要等を分析し、需要と供給のマッチングを図ることで、再生利用のための処理施設の整備を促進します。【共】
- ② 既存の融資制度の活用等により、民間による再生利用のための処理施設の整備を促進します。【共】

### **【施策3】焼却施設における熱回収の促進**

(趣旨) 循環利用が困難な廃棄物については、焼却する際に発生する熱エネルギーを有効に利用するため、周辺施設への熱供給又は電力供給を念頭に、熱回収の取組の促進を図ることが必要です。

#### **【具体的な取組】**

- ① 熱回収の取組がなされないまま最終処分されている可燃性廃棄物の実態を分析するとともに、市町等、処理業者等と連携し、当該可燃性廃棄物の有効利用について働きかけます。  
【共】
- ② 処理業者に対し、熱回収の重要性に関する普及啓発、具体的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設の設置、改修等を行う場合には、処理能力に応じた熱回収設備の導入及び高度化を働きかけます。【共】
- ③ 既存の融資制度の活用を紹介することで、民間の焼却施設への熱回収設備の導入及び高度化を促進します。【共】
- ④ 市町等に対し、焼却施設の新設又は改良時に、高度な熱回収（発電・熱利用）設備の導入を進めるとともに、災害時における避難所等の重要施設への電力供給を促していきます。  
【一】

### **【施策4】廃棄物系バイオマス<sup>※30</sup>の有効利用の促進**

(趣旨) 更なるリサイクルの促進を図るため、地域の実情に応じて、廃棄物系バイオマスを有効に利用し、再生利用等の取組の促進を図ることが重要です。

#### **【具体的な取組】**

- ① 木くず、食品廃棄物、し尿汚泥、家畜ふん尿等、地域において利用されていない廃棄物系バイオマスについて、市町等及び民間事業者等に対し、有効利用のための具体的な取組事例の紹介等を行い、再生利用等の取組を促進します。【共】
- ② 下水汚泥の処理工程で発生するバイオガス<sup>※29</sup>を利用した発電の取組を継続するとともに、下水汚泥の更なる有効利用の可能性を検討します。【産】

### **【施策5】必要な産業廃棄物最終処分場の確保**

(趣旨) 県内における安定型最終処分場の残余容量の減少、管理型最終処分場の未整備等の現状を踏まえ、産業廃棄物最終処分場において必要となる容量を確保することが必要です。

#### **【具体的な取組】**

- ① 安定型最終処分場について、県北地域に施設が集中している現状に留意しつつ、必要容量の確保を図ります。【産】
- ② 管理型最終処分場について、県営処分場「エコグリーンとちぎ」の整備を着実に進めるとともに、民間による施設整備の状況を踏まえ、公共関与による新たな施設整備を検討します。【産】
- ③ 第3セクター、協同組合等の公共的な団体による施設整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用等により支援を実施します。【産】

## 2 災害廃棄物処理体制の整備

### **【施策1】 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進**

(趣旨) 非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制整備を図ることが必要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 市町等が迅速かつ適切に災害廃棄物を処理できる体制を構築するために、市町等に対して、災害廃棄物処理計画の策定等、平時からの備えの促進を図ります。【一】
- ② 災害時に災害廃棄物を市町等が迅速かつ適切に処理することができるよう、県及び市町等の職員を対象に初動対応訓練を実施し、平時から検討・準備すべき内容や災害発生時の初動対応等について確認し、災害時の対応力の向上を図ります。【一】
- ③ 災害廃棄物の処理に関する各協定を実効あるものとするため、実際の災害や訓練等から得られた新たな知見・課題等を抽出し、必要に応じ市町等や協定締結団体と意見交換を実施しながら見直しを進めます。【一】
- ④ 大規模災害時には、災害廃棄物処理についても県域を越えた広域的な支援の枠組みが必要になるため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会において、支援のあり方等について協議・検討を行い、広域連携体制の強化を図ります。【一】

### **【施策2】 廃棄物処理施設の強靱化**

(趣旨) 非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するためには、処理施設における災害対策を強化することが必要です。

#### 〔具体的な取組〕

- ① 民間の処理施設について、耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等の取組を促進します。【共】
- ② 一般廃棄物処理施設の強靱化を進めるため、一般廃棄物処理施設の新規整備や大規模改修等の際には、大規模自然災害に備えた立地環境、構造及び設備の導入等について、市町等に対して検討を促していきます。【一】
- ③ 一般廃棄物処理施設の強靱化を進めるため、市町等に対し、処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等に関する先進的な取組事例の紹介等を行うとともに、市町等と共に、災害廃棄物の発生見込量等に応じて、民間処理施設の活用の可能性等を検討します。【一】



## <テーマ4> 廃棄物・リサイクル産業の振興

私たちの暮らしに必要な処理施設の確保を図っていくためには、まずは県民等の理解促進が必要であり、これまで、県では、処理施設の見学等、処理施設に対する理解促進を図るための事業を実施してきましたが、依然として処理施設に対する迷惑施設のイメージは払拭しきれていないのが実態です。

こうしたことを受け、今後は、処理施設の必要性について県民等の理解促進を図るとともに、優良な処理業者の育成を図りつつ、処理業者に対するイメージアップの取組も図っていくことが必要です。また、処理施設の周辺地域等の振興策についても併せて検討を行い、受益者負担等の観点も考慮した上で、処理施設の整備について地元住民の理解が得られるような仕組みを構築することが重要となってきます。

その上で、今後更なる人口減少及び高齢化の進行が想定される中、近年市場規模、雇用規模等が拡大している廃棄物・リサイクル産業については、地域経済の活性化、企業誘致の促進等の効果も期待できることを踏まえ、処理施設の安全性の確保を図りつつ、規制緩和等による立地促進等に取り組むことで、その振興を図っていくことが重要です。

### **【施策1】 廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進**

(趣旨) 処理施設は、日常生活及び事業活動に伴い発生する廃棄物の処理の観点に加え、災害時における復旧の拠点としても必要であること、さらには、廃棄物・リサイクル産業の市場規模等が近年拡大していることを踏まえ、処理施設の整備が地域経済の活性化、企業立地の促進等につながることを期待できることについて、県民及び市町等の理解促進を図ることが必要です。

#### **〔具体的な取組〕**

- ① ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業や県内小学校における処理施設等に関する出前授業等を通じて、処理施設の必要性等について、県民等の理解促進を図ります。【共】
- ② 研修会の開催等により、民間の処理施設の整備及び活用が、地域経済の活性化等に有益であることについて、市町等の理解を促進します。【共】
- ③ 市町等及び処理業者に対し、処理施設及びその維持管理の状況等の積極的な公開等に取り組むよう、働きかけを行います。【共】
- ④ 処理施設が設置される市町及びその住民の要望を踏まえ、処理施設の周辺地域等において公益的な施設の整備等を進め、地域の振興を図ります。【産】

### **【施策2】 優良な処理業者の育成**

(趣旨) 産業廃棄物処理業に対する県民の理解を促進するため、排出事業者が自らの判断で処理業者を選択する際の参考となる、優良な処理業者の育成を行うことが重要です。

#### **〔具体的な取組〕**

- ① 優良な産業廃棄物処理業者の育成のため、処理業者に対し、優良認定制度を活用するよう普及啓発を図ります。【産】
- ② 排出事業者優良認定制度・優良認定業者を周知することにより、処理業者が優良認定を受けるインセンティブを高めるため、優良認定を受けた処理業者情報のホームページ公開を行います。【産】

### **【施策3】リサイクル施設の立地促進等**

(趣旨) 今後更なる人口減少及び高齢化の進行が想定される中、廃棄物・リサイクル産業については、近年市場規模、雇用規模等が拡大しており、地域経済の活性化、企業誘致の促進等の効果も期待できることを踏まえ、リサイクル施設の立地促進等を通じて、廃棄物・リサイクル産業の振興が重要です。

#### **【具体的な取組】**

- ① 優良な処理業者によるリサイクル施設について、関係部局と連携し、県内の産業団地等への立地促進を図ります。【共】
- ② リサイクル施設の更なる安全性を図りつつ、リサイクル施設の立地に係る規制緩和等の立地促進策について検討を行います。【共】
- ③ 「とちの環エコ製品」の需要の拡大及び認定件数の増加を通じて、廃棄物・リサイクル産業の育成を図ります。【共】
- ④ 関係部局と連携を図りながら、プラスチックなどの資源循環に資する先進事例の紹介や新製品・新技術開発等への支援を図ります。【共】